

第 4 編

災害復旧計画

第1章 施設災害復旧事業計画（県危機管理部・県企画部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）

1 方針

公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策が考えられるが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは、関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込むとともに、本県の特殊性すなわち台風常襲地帯、多雨地帯、長いリアス式海岸、断層破碎地帯等の要素と、被害の原因を検討して、綿密周到な計画を組まなければならない。特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央の査定のための調査、測量及び設計を早急に実施し、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、国の権限代行制度等も含めて、このような事態を想定して十分検討しておかななければならない。

2 事業計画の種別

方針を基盤として次にかかげる事業計画について、被害の都度検討作成するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設復旧事業計画
- ウ 砂防設備復旧事業計画
- エ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 道路公共土木施設復旧事業計画
- ク 港湾公共土木施設復旧事業計画
- ケ 漁港公共土木施設復旧事業計画
- コ 下水道施設復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

- ア 林地荒廃防止施設復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 水道施設災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧対策

(1) 財政的措置

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

ア 国庫補助及び国の財政措置

- ① 公共土木施設災害復旧……公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- ② 農林水産施設災害復旧……農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
- ③ 公立学校施設災害復旧……公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- ④ 公営住宅の建設……公営住宅法によるもの
- ⑤ 都市施設災害復旧……都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

イ 地方債に基づく措置によるもの

ウ 地方交付税に基づく措置によるもの

エ 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

① 激甚災害の調査

(7) 県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

(4) 市町村

市町村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

② 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

③ 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

※ 激甚災害指定基準は、資料編58-01-00を参照

(2) 人的支援

県は、市町村が円滑に復旧対策を実施できるよう、人的支援を行うための技術職員の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求める。

第2章 災害復旧資金計画（県共生社会推進部・県福祉保健部・県商工労働部・

県農林水産部）

1 方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

2 資金の種類

(1) 農林漁業関係の資金融通

ア 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

イ 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

- ① 農業経営基盤強化資金
- ② 林業基盤整備資金
- ③ 漁業基盤整備資金
- ④ 漁業経営改善支援資金
- ⑤ 農林漁業施設資金（共同利用施設）
- ⑥ 農林漁業セーフティネット資金

ウ 生活営農資金

(2) 商工業関係の資金融通

ア 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設

イ 災害復旧高度化融資

(3) 福祉関係の資金融通

ア 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

- ① 総合支援資金
- ② 福祉資金
- ③ 教育支援資金
- ④ 不動産担保型生活資金

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ① 事業継続資金
- ② 住宅資金

(4) 住宅関係の資金融通

ア 災害復旧住宅資金

イ 災害特別貸付

第3章 災害復興都市計画（県土整備部）

1 方 針

都市の復興計画は、災害に対する応急、復旧活動が講じられる中、まちづくりに関する分野の基本方針を定めると同時に都市計画決定作業も並行して行うことが想定される。

大規模災害が発生した場合、物資供給、救命、救援等の応急活動と公共施設等の復旧活動が実施されることになるが、特に都市基盤が脆弱な密集市街地等の被災地については、原状への復旧だけでなく、震災前と比べより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進める必要がある。

また緊急かつ健全な復興にあたり、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合には、建築の制限や被災市街地復興推進地域の指定など迅速な対応が求められる。

2 流 れ

(1) 被災状況の把握、復興手段の設定【被災後1週間以内】

建築基準法第84条に基づく建築制限を掛ける範囲の判断材料として、市町村は被害状況について調査を行う。（第一次調査）

- ア 災害対策本部から情報収集・分析
- イ 現地調査
- ウ 調査結果の整理
- エ 都市計画、市街地開発事業等の実施地区の検討

(2) 建築基準法第84条による建築制限の実施【被災後2週間以内】

集中的または面的災害を被った地域において、市街地開発事業等を行う場合、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぐため、市町村都市計画部局は特定行政庁と調整を行い、特定行政庁は2週間以内を目処に建築基準法第84条の建築制限を実施するものとする。

- ア 復興都市計画の区域を設定するための内部調整
- イ 建築基準法第84条による建築制限の告示（第1次建築制限）

(3) 都市復興基本方針（任意）の設定【被災後1ヶ月以内】

市町村は被災後、建築制限を実施した大被害地区において、市街地開発事業等の復興都市計画により市街地の再形成を行うが、大被害地区以外に対しても、街の被害状況、被災前の都市計画方針等に応じて復興の基本方針を定めることが重要である。また、特定行政庁は、あわせて建築基準法第84条による建築規制の延長を検討する。

- ア 復興対象地区の設定
- イ 復興基本方針の周知
- ウ 建築基準法第84条による建築制限の期間延長の検討

(4) 被災市街地復興推進地域の都市計画決定（都市計画法第10条の4）【被災後2ヶ月以内】

建築基準法第84条の建築制限は、災害発生から2ヶ月で失効するが、市町村は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法第5条）を行い、緊急復興方針及び建築制限満了の日を定めることにより被災市街地復興特別措置法第7条にもとづき引

き続き建築制限（第二次建築制限）を実施することになる。（最長２年）

また、建築基準法第８４条の建築制限が失効されるまでに、市街地開発事業等の都市計画決定を行った場合でも、被災市街地の国費採択要件の緩和等の特例制度を活用するためには、あわせて被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要がある。

ア 臨時市町村都市計画審議会

イ 知事協議

ウ 被災市街地復興特別措置法第７条の規定による建築制限（第２次建築制限）

(5) 市街地開発事業等の都市計画決定【被災後２ヶ月以降】

被災市街地復興推進地域の決定により、被災市街地復興特別措置法第７条の建築制限に移行した地域は市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを行っていく。

被災市街地復興特別措置法第７条の建築制限は最長２年となっているが、より早急な復興を実現するために、可能な限り素早く都市計画決定を行うことが必要である。なお、各地区の被災状況により、住宅の再建計画等と調整を行ったうえで、具体的な施策や方針を示し、住民との合意形成を図ることが重要である。

第4章 その他の復旧計画

被災者への雇用対策（和歌山労働局、県商工労働部）

1 被災者の雇用の確保

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を中心として関係機関が協力し、就業の斡旋と雇用の確保に努める。
- (2) 県は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て事業主に雇用維持を要請する。

2 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

- (1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。
- (2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、一定の要件を満たすものについては、特例として求職者給付を行う。